

通勤途上の救護で 出勤遅延にされてはたまりません！

先日、社員が通勤途上自動車運転中に、スマホ操作しながら自転車に乗っていた学生が、当該社員の自動車にぶつかり、転倒しました。そして当該社員は、転倒した学生を直ちに救護し、会社にも連絡し、結果的に所定出勤時間には間に合いませんでした。

しかし、会社は、そうした内容は別として、「出勤遅延ゼロ継続日数」をリセットしてしまいました。

このことについて、質問した社員に運転科長は「現場では事象について聞くだけで、総合的な判断は支社がする。支社の判断では出勤遅延は覆る」と説明しました。

今回の事象は、大阪第二運輸所の事柄で、概要と調査中という掲示は出ましたが、大阪第一車両所の掲示には、これまでの出勤遅延の事象と横並びに掲示されています。

「支社の判断で出勤遅延は覆る」ならば、無理やり「出勤遅延ゼロ継続日数」をリセットする必要はないのではないのでしょうか？

過去に、J R 西日本の宝塚線脱線事故において、当時、J R 西日本の労務管理で、出勤遅延に対する厳罰主義的な扱いから、通勤時に事故現場に居合わせた社員も、厳罰を恐れるあまり、人命救助より自らの出勤を優先させ、後で問題となりました。

今回の事象で、他の交通手段が無い場合、自動車通勤は仕方ないことです。そこで、自分がいくら注意していても、発生する事故などのケースは多々あります。

人命を優先させ、救護に尽くし、会社に速報しているのだから、出勤遅延に判定するのは矛盾しています。

したがって、交通事故絡みの事象は通勤障害とすべきです。

それは、過去の事象のように、人命の救護放棄や隠蔽につながるものがあってはならないからです。

私達は、厳罰主義、責任追及 には反対です！